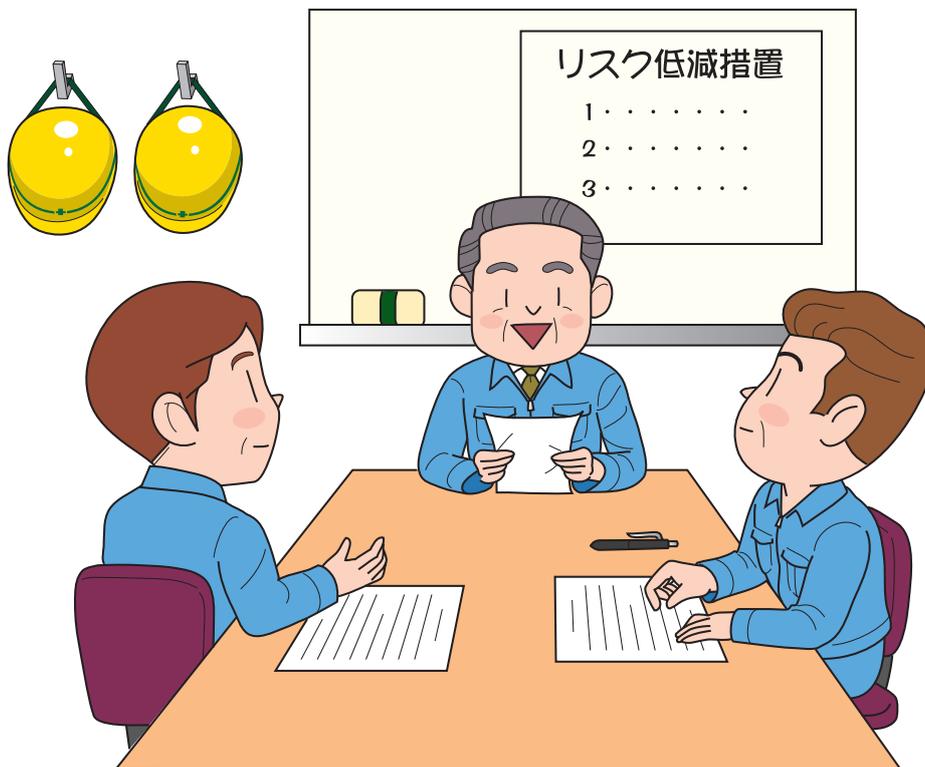


ステップ6 リスクの低減措置の検討及び実施

リスクアセスメント担当者及び推進メンバーは、特定された職場に潜在する危険性又は有害性ごとに、前述で明確になったリスクの優先度に応じ、措置が必要か、必要な場合どのようなリスク低減措置が考えられるか、さらにそのリスク低減措置が実施された場合、リスクは除去されるのか、あるいはそのリスクはどの程度下げられるのかについて検討します。

留意事項

リスク低減措置の内容は、別表2（47頁）の一般的なリスク低減措置と災害防止対策の例などを参照し検討します。リスク低減措置において、機械・設備などの安全対策を実施する（安全装置を適正に設置し運用するなど）ことにより重篤度（災害の程度）は下がりリスクも下がりますが、一般的に作業手順の見直しや保護具の着用など人の行動に委ねる対策だけでは、重篤度は低減しないと考えます。言い換えますとリスクが高い場合は、人の行動に委ねない機械・設備などの安全対策が是非とも必要です。リスクが低減されていないものはあるがままを記録し、リスクが存在していることを知らせめます。あわせて、適正な保護具の着用、安全な作業手順の遵守のための教育訓練の場面やその実行の徹底を図る場面においては、保護具の着用や作業手順を遵守した場合にはリスクが下がることを理解してもらうことが安全衛生対策上必要です。



リスクアセスメント推進メンバー会議